

第1章

計画の背景と目的

第1章 | 計画の背景と目的

1 計画策定の背景

愛知県では、2006年(平成18年)に施行された「住生活基本法」に基づく都道府県計画として、同年度に「あいち住まい・まちづくりマスタープラン2015」を策定しました。2011年(平成23年)に住生活基本計画(全国計画)が改定され、これにあわせて本県においても計画の見直しを行い、「愛知県住生活基本計画2020」を策定して、社会経済情勢の変化への対応を図ってきました。

「愛知県住生活基本計画2020」の策定から5年が経過する中、2016年(平成28年)4月に発生した熊本地震は九州地方に大きな被害をもたらし、この地方でも南海トラフ地震などの大規模自然災害への対応が一層大きな課題として認識されました。また、全国的な人口減少や超高齢社会の本格化、住宅ストックの増加などが進む一方、2027年度の東京一名古屋間開業に向けたリニア中央新幹線と関連するまちづくりへの期待など、本県の住まい・まちづくりを取り巻く環境は大きく変化しています。

本県ではこの5年の間に、県全体の方向性を示す総合的な計画として「あいちビジョン2020」、「愛知県地域強靱化計画」及び「愛知県人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略」を新たに策定しました。

また国においては、2014年(平成26年)6月に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が成立し、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援を包括的に確保するために、地域包括ケアシステムの構築などが求められるようになりました。2015年(平成27年)2月には、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態などがあると認められる空家等を「特定空家等」とし、同年5月から市町村による空家等への立入調査や指導、勧告、命令、行政代執行などが行えるようになりました。また、2016年(平成28年)3月には、社会情勢の変化及び施策の効果に対する評価を踏まえて「住生活基本計画(全国計画)」の改定が行われたところです。

現行計画では、策定後概ね5年程度で計画の見直しを行うものとしていることから、これらの住まい・まちづくりにおける状況の変化に対応するため、今回「愛知県住生活基本計画2025(以下、「本計画」という。)として改定するものです。

2 計画の目的

「住まい」は家族と暮らし、人を育て、憩い、安らぎを得るかけがえのない空間として、また、人々の社会生活やコミュニティ活動を支える拠点として、県民の生活に欠かすことができない基盤となっています。この「住まい」が集まり、地域の活力・安全・環境・福祉・文化などと関連して形成される「まち」は、個人のそれぞれの生活を紡ぎ出し、より豊かな暮らしを実現していく場となっています。

また、住まい・まちづくりは、行政のみで取り組まれるものではなく、住まい手である県民、自治会など

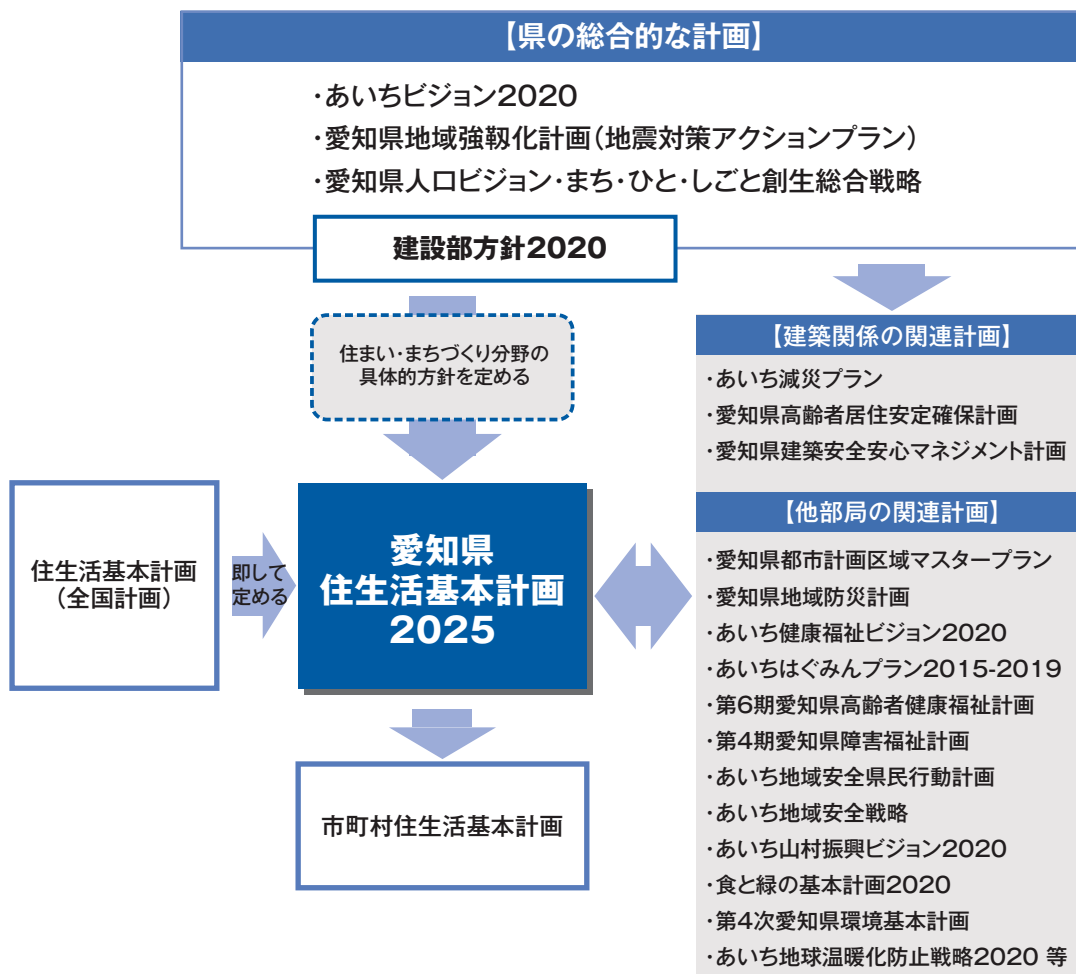
の地域団体やNPO、住宅関連事業者や建築関係団体、愛知県住宅供給公社をはじめとした公的団体の全ての主体が連携・協調することにより行われることが必要です。

そこで本計画では、愛知県におけるこれからの住まいとまちの将来像や、将来像を実現するための方針・目標などを示すことで、これらを県民や地域団体、住宅関連事業者、公的団体、行政などの各主体と共有し、本県の住まい・まちづくりに連携して取り組むための指針となることを目指します。

3 計画の位置づけ

本計画は、住生活基本法第17条に基づき、愛知県における県民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画として、国の定める「住生活基本計画(全国計画)」に即して定めるものです。

また、本計画は県の総合的な計画である「あいちビジョン2020」、「愛知県地域強靱化計画」及び「愛知県人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、住まい・まちづくり分野の具体的な方針を定める個別計画となります。



4 計画の期間

本計画の計画期間は、国の定める全国計画に即して2016年度(平成28年度)から2025年度(平成37年度)までの10年間とします。

なお、社会経済情勢の変化や施策の進捗状況、関連計画・政策との整合性などを踏まえ、定期的に評価・分析を行い、住まい・まちづくり施策へと反映するため、概ね5年程度で見直しを行うものとしています。

5 計画の構成

第1章

計画の背景と目的

本計画の背景、目的、位置付け、計画期間及び構成を示しています。

第2章

住まい・まちづくりの現状と変化

本計画の背景となる住まい・まちづくりを取り巻く社会経済情勢などの現状と変化を整理しています。

第3章

住まい・まちづくりの基本的な方針

第2章で整理した現状と変化から、本県におけるこれからの住まいとまちの目指すべき将来像とその実現のための課題を整理し、住まい・まちづくりの基本的な方針を定めています。

第4章

住まい・まちづくりの基本的な方針に基づく施策の展開

第3章で定めた基本的な方針に基づく目標、目標を達成するための基本的な施策及び目標達成状況を計るための成果指標を示しています。

第5章

計画の効果的な推進に向けて

本計画の継続的なモニタリングや計画の推進体制のあり方について整理するとともに、各主体が横断的に取り組むべき施策を目標ごとに示しています。

第6章

住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域

住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域について、基本的な考え方を示し、重点供給地域を設定しています。